髙和果公報

発
行

高
知
県

高
知
市
丸
人

一
丁
目
2
2
日

毎
週
2
夕
回
(
小
収
日
1
上
会
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日
日<

(鳥獣対策課)

(用地対策課)

(")

ページ

目 次

告 示

○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定

○基本測量の実施の通知

○国土調査の成果の認証

高知県人事委員会規則

◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域 連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

告示

高知県告示第686号

平成28年5月高知県告示第280号(鳥獣捕獲等事業の認定)で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月27日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
 - 一般社団法人高知県猟友会
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所 高知市上町二丁目7番2号
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 高橋 徹
- 4 変更事項

法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項(捕獲従事者の追加)

5 変更認定年月日

平成29年10月10日

高知県告示第687号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成29年10月16日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成29年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」整 備業務)

2 作業期間

平成29年11月13日から平成30年3月23日まで

3 作業地域 十佐清水市

高知県告示第688号

土佐清水市加久見の一部地区、吾川郡仁淀川町上名野川の一部地区並びに高岡郡越知町鎌井田桑藪及び佐之国の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月27日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 土佐清水市
- (2) 仁淀川町
- (3) 越知町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 土佐清水市加久見の一部 平成26年度及び平成27年度
- (2) 吾川郡仁淀川町上名野川の一部 平成18年度及び平成19年度
- (3) 高岡郡越知町鎌井田桑藪及び佐之国の各一部 平成23年度から平成25年度まで
- 3 成果の名称
- (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (3) 越知町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成29年10月27日

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第33号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部 を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年高

知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第10中「行政職級別資格基準表」を「行政職給料表級別資格基準表」に改め、同表備考1中「高知県職員採用上級試験及びこれに準ずる国又は他の地方公共団体の正規の試験」を「高知県職員等採用上級試験並びにこれに準ずると人事委員会が認める試験及び選考」に、「高知県職員採用中級試験及びこれに準ずる国又は他の地方公共団体の正規の試験」を「高知県職員等採用中級試験並びにこれに準ずると人事委員会が認める試験及び選考」に、「高知県職員採用初級試験」を「高知県職員等採用初級試験」に、「これらに準ずる国又は他の地方公共団体の正規の試験」を「これらに準ずる国又は他の地方公共団体の正規の試験」を「これらに準ずる国又は他の地方公共団体の正規の試験」を「これらに準ずると人事委員会が認める試験及び選考」に改める。

別表第15備考中「高知県職員採用上級試験及びこれに準ずる国 又は他の地方公共団体の正規の試験」を「高知県職員等採用上級 試験並びにこれに準ずると人事委員会が認める試験及び選考」 に、「高知県職員採用中級試験及びこれに準ずる国又は他の地方 公共団体の正規の試験」を「高知県職員等採用中級試験並びにこれに準ずると人事委員会が認める試験及び選考」に、「高知県職員採用初級試験及びこれに準ずる国又は他の地方公共団体の正規 の試験」を「高知県職員等採用初級試験並びにこれに準ずると人 事委員会が認める試験及び選考」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第34号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連 合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1須崎市教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同表北川村教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育次長」に改め、同表中馬路村教育委員会事務局の項及び芸西村教育委員会事務局の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。